

南町自由広場 使用にあたっての注意(重要)

南町自由広場は、まちなかに立地しており、近隣の住民や店舗の方々のご理解のもと運営しているため、使用にあたっては、使用貸借契約書を遵守するとともに、以下の点に留意するようお願いいたします。これに反した場合は、イベントの変更・中止のほか、今後の使用をお断りさせていただく場合があります。(変更・中止に係る使用者の損害は、市は責任を負いません。)

下記の内容を確認し、チェック欄に✓をつけてください。

チェック	項目	内容
<input type="checkbox"/>	事前周知について <u>※必ず行ってください</u>	指定のエリアに所在する店舗、住宅に対し、責任者の名前及び連絡先等を明確にした上で、原則イベントの開催一週間前までに訪問等によりイベント内容等の説明を行ってください(不在の場合は説明資料をポスト投函)。
<input type="checkbox"/>	広場使用時間について	準備・設置から撤去・解散までを使用時間内(午前9時~午後9時)に行ってください。
<input type="checkbox"/>	音響機器の使用について <u>※音響機器使用の場合は必ず事前に商工課に相談の上、申込書にも記入してください。</u>	音響機器(マイク及びスピーカー等)を使用した音楽活動は原則として禁止しています。ア また、原則として午後6時以降は拡声器等の使用はできません。
<input type="checkbox"/>	車の駐車について	車を駐車する場合は、M-SPO 内コインパーキングなど周辺の有料駐車場をご使用ください。
<input type="checkbox"/>	電気、水道等について	イベント用設備(電気、水道等)は使用者にてご用意ください。 また、喫煙所も設けておりません。
<input type="checkbox"/>	火気の使用について	芝生を傷つける恐れがあるため、火気(ガスコンロ等)の使用は厳禁です。
<input type="checkbox"/>	ドローン撮影等について	ドローンを利用する場合は、事前に商工課と協議してください。
<input type="checkbox"/>	原状回復について	広場の使用後は、ごみを持ち帰るなど、使用前の状態に戻してください。 特に飲食物を販売する際は、ごみの散乱、異臭が発生しないようにしてください。

□	報告書の提出について	広場の使用後は、速やかに実績報告書を提出してください。
□	トラブルについて	イベント使用期間に起こったトラブルについては、水戸市は一切責任を負いません。
□	契約の解除	契約内容及び水戸市の指導に従わない場合は、広場の使用を中止し、契約を解除する場合があります。

上記について確認いたしました。

確認年月日 _____ 氏名（直筆） _____

（区域図）マーカー箇所には、イベント実施前に必ず周知をお願いします。

また、必要がある場合は、周辺にもチラシの配布等をお願いします。

